

措置の命令	(11) 法第五十六条第三項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止命令及び役員解職の勧告
(12) 法第五十六条第四項の規定による社会福祉法人の解散命令	(13) 法第五十六条第五項の規定による社会福祉法人の役員の解職を勧告しようとする場合の弁明の機会の付与及び通知
(14) 法第五十七条の規定による社会福祉法人の行う公益事業又は収益事業の停止命令	(15) 法第五十九条第一項の規定による社会福祉法人の現況報告の届出の受付
(16) 法第六十九条第一項の規定による第二種社会福祉事業の開始の届出の受付	(17) 法第六十九条第二項の規定による第二種社会福祉事業の届出事項の変更及び事業の廃止の届出の受付
(18) 法第七十条の規定による社会福祉事業の経営者に対する報告の徴収並びに検査及び調査（第二種社会福祉事業（法第二条第三項第七号に規定する事業を除く。）に係るものに限る。（19）から（24）までにおいて同じ。）	(19) 法第七十二条第一項の規定による経営者に対する社会福祉事業の経営の制限若しくは停止命令又は許可の取消し
(20) 法第七十二条第二項の規定による経営者に対する社会福祉事業の経営の制限若しくは停止命令又は許可若しくは認可の取消し	(21) 法第七十二条第三項の規定による経営者に対する社会福祉事業の経営の制限又は停止命令
(22) 法第七十三条第一項の規定による寄附金の募集の許可	(23) 法第七十三条第二項の規定による寄附金の募集の許可に係る条件の付加
(24) 法第七十三条第三項の規定による寄附金の募集に係る結果の報告の受付	
九の六の三 社会福祉法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）から（15）までに規定するものについては、法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業（同項第一号に規定する事業（生計困難者に対して助葬を行う事業を除く。）及び同項第三号に規定する事業に限る。）及び同条第三項に規定する第二種社会福祉事業（同項第七号に規定する事業を除く。）のみを行う社会福祉法人であって、その行う事業が主たる事務所の所在する市の区域を越えないものに係る事務に限る。）	三次市
(2)(1) 法第三十一条第一項の規定による社会福祉法人の定款の認可 法第四十三条第一項の規定による社会福祉法人の定款変更の認可	

- 可
- (3) 法第四十三条第三項の規定による社会福祉法人の定款変更の届出の受付
- (4) 法第四十五条において準用する民法第五十六条の規定による社会福祉法人の仮理事の選任
- (5) 法第四十六条第二項の規定による社会福祉法人の解散の認可又は認定
- (6) 法第四十六条第三項の規定による社会福祉法人の解散の届出の受付
- (7) 法第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可
- (8) 法第五十五条において準用する民法第七十七条第二項の規定による社会福祉法人の清算人の選任の届出の受付及び同法第八十三条の規定による清算終了の届出の受付
- (9) 法第五十六条第一項の規定による社会福祉法人に対する報告の徴収及び検査
- (10) 法第五十六条第二項の規定による社会福祉法人に対する必要な措置の命令
- (11) 法第五十六条第三項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止命令及び役員解職の勧告
- (12) 法第五十六条第四項の規定による社会福祉法人の解散命令
- (13) 法第五十六条第五項の規定による社会福祉法人の役員の解職を勧告しようとする場合の弁明の機会の付与及び通知
- (14) 法第五十七条の規定による社会福祉法人の行う公益事業又は収益事業の停止命令
- (15) 法第五十九条第一項の規定による社会福祉法人の現況報告の届出の受付
- (16) 法第六十二条第一項の規定による社会福祉施設の設置の届出の受付（軽費老人ホームに係るものに限る。（17）から（21）まで及び（25）において同じ。）
- (17) 法第六十二条第二項の規定による社会福祉施設の設置の許可
- (18) 法第六十二条第六項の規定による条件の付加
- (19) 法第六十三条第一項の規定による社会福祉施設の届出事項の変更の届出の受付
- (20) 法第六十三条第二項の規定による社会福祉施設の許可申請書記載事項の変更の許可
- (21) 法第六十四条の規定による事業の廃止の届出の受付
- (22) 法第六十九条第一項の規定による第二種社会福祉事業の開始の届出の受付
- (23) 法第六十九条第二項の規定による第二種社会福祉事業の届出事項

項の変更及び事業の廃止の届出の受付

- (24) 法第七十条の規定による社会福祉事業の経営者に対する報告の徴収並びに検査及び調査（軽費老人ホームに係るもの及び第二種社会福祉事業（法第二条第三項第七号に規定する事業を除く。）に係るものに限る。）(26)から(31)までにおいて同じ。）

(25) 法第七十一条の規定による改善命令

- (26) 法第七十二条第一項の規定による経営者に対する社会福祉事業の経営の制限若しくは停止命令又は許可の取消し

(27) 法第七十二条第二項の規定による経営者に対する社会福祉事業の経営の制限若しくは停止命令又は許可若しくは認可の取消し

- (28) 法第七十二条第三項の規定による経営者に対する社会福祉事業の経営の制限又は停止命令

(29) 法第七十三条第一項の規定による寄附金の募集の許可

- (30) 法第七十三条第二項の規定による寄附金の募集の許可に係る条件の付加

(31) 法第七十三条第三項の規定による寄附金の募集に係る結果の報告の受付

第二条の表の第九号の七(1)中「事実確認」の下に「法第五条第三項に規定する外務大臣が指定する地域へ渡航しようとする者若しくは第十三条第一項各号のいずれかに該当する者が申請者である場合又は」を加え、同号中「三次市」を「市町」に改め、同表

の第十号中「竹原市」を「広島市、呉市、竹原市、尾道市」に、「東広島市」を「大竹市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町」に改め、同表の第十一号の二中「三次市」を「三原市、三次市及び大崎上島町」に改め、同表の第十一号の三中「熊野町及び」を「熊野町、坂町及び」に、「(2)に掲げるものについては三次市、大竹市、安芸高田市及び江田島市、熊野町に限る」を「竹原市及び大竹市については(2)に掲げる事務を除き、坂町については(1)に掲げる事務を除く」に改め、同表の第十一号の四中「竹原市」を「竹原市、福山市、府中市」に、「庄原市」を「庄原市、大竹市、廿日市市」に、「熊野町」を「府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町」に改め、同表の第十一号の五中「呉市」を「広島市、呉市」に、「尾道市」を「尾道市、福山市、府中市」に、「及び東広島市」を「東広島市及び廿日市市」に改め、同表の第十二号中「竹原市」の下に「三原市、尾道市」を加え、「及び東広島市」を「東広島市及び江田島市」に改め、同表の第十二号の二中「竹原市」の下に「三原市、尾道市」を加え、「及び東広

島市」を「東広島市及び江田島市」に改め、同号の次に次の一号を加える。

- 十二の三 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条の規定による海岸保全区域の管理のうち、規則で定める海岸保全区域に存する海岸保全施設の維持修繕

三原市及び大崎上島町

第二条の表の第十四号の二中「三次市」を「竹原市、三原市、三次市及び東広島市」に改め、同号を同表の第十四号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

- 十四の二 自然公園法（昭和三十一年法律第百六十一号。以下この号において「法」という。）及び自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの
- (1) 法第十三条第三項の規定による特別地域内の行為の許可（法第十三条第五項に規定する環境省令で定める行為に係るものを除く。）
- (2) 法第十三条第六項の規定による特別地域内の既着手行為の届出の受理
- (3) 法第十三条第七項の規定による特別地域内の応急措置行為の届出の受理
- (4) 法第十三条第八項の規定による特別地域内の木竹の植栽等の届出の受理
- (5) 法第十四条第三項の規定による特別保護地区内の行為の許可（法第十四条第五項に規定する環境省令で定める行為に係るものを除く。）
- (6) 法第十四条第六項の規定による特別保護地区内の既着手行為の届出の受理
- (7) 法第十四条第七項の規定による特別保護地区内の応急措置行為の届出の受理
- (8) 法第二十五条の規定による特別地域及び特別保護地区内の行為の許可に係る条件の設定（(1)及び(5)に係るものに限る。）
- (9) 法第二十七条第一項の規定による特別地域及び特別保護地区内の行為の許可に係る中止又は原状回復若しくは措置の命令（(1)及び(5)に係るものに限る。）
- (10) 法第二十七条第二項の規定による代執行及び公告（(9)に規定する処分に係るものに限る。）

北広島町及び神石高原町

- (11) 法第二十八条第一項の規定による特別地域及び特別保護地区内の行為の許可に係る報告の徴収（1）及び（5）に係るものに限る。）
- (12) 法第二十八条第二項の規定による立入検査及び調査（1）、（5）、（9）及び（10）に係るものに限る。）
- (13) 法第三十条第二項の規定による特別地域内の禁止行為の中止の指示
- (14) 省令第十二条第三十四号の規定による特別地域内の一時的な催しの計画の受理

第二条の表の第十四号の三中「三次市及び大崎上島町」を「竹原市、三原市、三次市、東広島市、大崎上島町及び世羅町」に改め、同表の第十四号の四中「呉市、竹原市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市及び大崎上島町」を「市町（広島市、府中町、海田町及び安芸太田町を除く。）」に改め、同表の第十四号の五中「竹原市、尾道市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、熊野町及び大崎上島町」を「市町（広島市、福山市、世羅町及び神石高原町を除く。）」に改め、同表の第十五号の三中「呉市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町」を「市町（竹原市、大竹市、府中町、安芸太田町及び北広島町を除く。）」に改め、同表の第十六号の二（26）中「第十六条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号（27）中「第十六条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同号（28）中「第二十八条」を「第三十条」に改め、「第八条第一項」の下に「又は法第十二条第一項」を加え、同表の第十六号の四中「大崎上島町」を「江田島市、坂町及び大崎上島町」に改め、同表の第十六号の五中「尾道市、三次市、安芸高田市及び熊野町（4）及び（5）に掲げるものについては熊野町」を「三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町及び世羅町（海田町、熊野町及び坂町については、（4）及び（5）に掲げる事務）」に改め、同表の第十六号の六中「三原市、庄原市」を「三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市」に改め、同表の第十七号の二中「三次市」を「呉市、竹原市、尾道市、福山市、三次市、東広島市、安芸太田町、大崎上島町及び世羅町」に改め、同表の第十七号の三（5）中「法第十八条の十三第二項」を「法第十七条の十二第一項及び法第十八条の十三第一項」に改め、同号（6）中「第十一条（一）の下に「法

第十七条の十二第二項及び」を加え、同号（7）中「第十二条第三項（一）の下に「法第十七条の十二第二項及び」を加え、同号中（29）を（34）とし、（28）を（33）とし、（27）を（32）とし、（26）を（31）とし、同号（25）中「（揮発性有機化合物排出施設に係るものを除く。（26）から（29）までにおいて同じ。）」を削り、同号（25）を同号（30）とし、同号（24）中「揮発性有機化合物排出施設に係るもの及び」を削り、同号（24）を同号（29）とし、同号中（23）を（28）とし、（22）を（27）とし、（21）を（26）とし、（20）を（25）とし、（19）を（24）とし、（18）を（23）とし、（17）を（22）とし、（16）を（21）とし、（15）を（20）とし、（14）を（19）とし、（13）を（18）とし、（12）を（17）とし、（11）を（16）とし、（16）の前に次のように加える。

(11) 法第十七条の四第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受付

(12) 法第十七条の五第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設となったことの届出の受付

(13) 法第十七条の六第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受付

(14) 法第十七条の七の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用方法並びに揮発性有機化合物の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令

(15) 法第十七条の十の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用方法並びに揮発性有機化合物の処理方法の改善命令並びに施設の使用の一時停止命令

第二条の表の第十九号中「市（広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市及び東広島市を除く。）」を「府中市、大竹市、廿日市市及び安芸高田市」に改め、同表の第十九号の二（79）中「第二百二十九条の六第一項」を「第二百二十九条の六」に改め、同号（80）中「第二百二十九条の七第一項」を「第二百二十九条の七」に改め、同号（81）中「第二百二十九条の八第一項」を「第二百二十九条の八」に改め、同号中「呉市、」を「広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、」に、「及び東広島市（」を「、東広島市及び江田島市（広島市及び呉市については、」に、「（52）まで及び（77）から（83）」を「（48）まで、（50）、（51）及び（76）から（82）」に、「ものについては呉市」を「事務」に改め、同表の第十九号の三中「三次市、安芸高田市、熊野町」を「広島市、竹原市、府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島

市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町」に改め、同表の第十九号の四中「竹原市、三原市、三次市」を「広島市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市」に改め、「安芸太田町」の下に「北広島町」を加え、同表の第二十号中「福山市及び三次市（1）から（6）まで、（10）及び（11）に掲げるものについては三次市に限る」を「竹原市、三原市、福山市、三次市及び東広島市（広島市、呉市及び福山市については、（1）から（6）まで、（10）及び（11）に掲げる事務を除く」に改め、同表の第二十号の二中「及び三次市（（1）から（31）まで及び（33）から（39）までに掲げるものについては三次市に限るものとし、竹原市、三原市及び尾道市にあつては、（32）に掲げるものについては産業廃棄物に係るものに限る」を「三次市、大竹市、東広島市、坂町及び大崎上島町（坂町については（32）に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るもの限り、大崎上島町については（32）に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものを除く」に改め、同表の第二十一号の二中「三次市」を「三原市、尾道市、三次市及び東広島市」に改め、同表の第二十一号の三中「呉市」を「呉市、三原市、尾道市」に改め、同表の第二十一号の四中「及び大崎上島町」を「東広島市、安芸高田市及び大崎上島町」に改め、同表の第二十二号中「（1）から（3）までに掲げるものについては呉市、竹原市、福山市、三次市及び熊野町に限るものとし、（4）に掲げるものについては呉市、竹原市、三次市及び熊野町に限る」を「広島市を除き、大竹市、廿日市市、大崎上島町及び神石高原町については（1）から（4）までに掲げる事務を除く」に改め、同表の第二十二号の三中「三次市及び大崎上島町」を「福山市、三次市、安芸高田市、江田島市、熊野町、大崎上島町及び神石高原町」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十二の四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下この号において「法」という。）
に基づく事務のうち、次に掲げるもの

広島市及び福山市

- (1) 法第四十三条第一項の規定による感染症指定医療機関の管理者に対する報告の請求又は検査（市が法第十九条若しくは法第二十条（これらの規定を法第二十六条において準用する場合を含む。）又は法第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者（新感染症の所見があ

るものを含む。）又はその保護者から申請があつたときに、当該患者が感染症指定医療機関において受ける医療に要する費用の負担に係るものに限る。（2）において同じ。）

- (2) 法第四十三条第二項の規定による感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払いの一時差止めの指示又は差止め

第二条の表の第二十三号の三中「三次市」を「尾道市、三次市、大竹市及び大崎上島町」に改め、同号を同表の第二十三号の四とし、同号の前に次の一号を加える。

二十三の三 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

福山市

- (1) 法第四条第三項の規定による導入計画の認定
- (2) 法第五条第一項の規定による導入計画の変更の認定
- (3) 法第五条第二項の規定による認定導入計画の認定の取消し
- (4) 法第八条の規定による認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助
- (5) 法第九条の規定による認定導入計画の実施状況に関する報告の徴収

第二条の表の第二十四号（27）中「整備」を「設備」に改め、同号（28）を削り、同表の第二十四号の二（1）及び（26）中「並びに法附則第八条第一項に掲げる外出介護及び障害者デイサービス」を削り、同号（31）中「整備」を「設備」に改め、同号（32）を削り、同号中「及び三次市（（18）から（25）までに掲げるものについては呉市に限るものとし、（1）から（17）まで及び（26）から（32）までに掲げるものについては三次市」を「三原市、尾道市及び三次市（呉市については（18）から（25）までに掲げる事務に限り、三原市、尾道市及び三次市については（1）から（17）まで及び（26）から（31）までに掲げる事務」に改め、同表の第二十九号の二中「（1）に基づく事務のうち、次に掲げるもの」を「及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの」に改め、同号（10）の次に次のように加える。

- (11) （1）から（10）までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

第二条の表の第二十九号の二中「三次市」を「三原市、福山市、三次市、大竹市、東広島市及び神石高原町」に改め、同表の第三十号の二中「次に掲げるもの」を「次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの」に、「三次市」を「尾道市、福山市、三次市、江田島市、北広島町、世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第三十号の四中「呉市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市及び江田島市」を「市町（広島市及び神石高原町を除く。）」に改め、同表の第三十一号を次のように改める。

三十一 広島県自然海浜保全条例（昭和五十五年広島県条例第三号。以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの	三原市、尾道市、福山市、大竹市及び江田島市
(1) 条例第六条第一項の規定による自然海浜保全地区内の行為の届出の受付	
(2) 条例第六条第二項の規定による自然海浜保全地区内の行為の通知の受付	
(3) 条例第七条第一項の規定による自然海浜保全地区内の行為の届出者に対する勧告又は助言	
(4) 条例第七条第二項の規定による自然海浜保全地区内の行為の通知者に対する意見	
(5) 条例第八条の規定による勧告に基づき講じた措置の報告の徴収	

第二条の表の第三十一号の二中「竹原市」の下に「三原市、尾道市」を加え、「及び江田島市（(1)から(3)までに掲げるものについては呉市、東広島市及び廿日市市）」を「江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町及び大崎上島町（尾道市、安芸太田町及び北広島町については(1)から(3)までに掲げる事務に限り、竹原市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町については(4)から(6)までに掲げる事務）」に改め、同表の第三十三号の三中「三次市」を「三原市、三次市及び大崎上島町（大崎上島町については、(1)から(10)まで及び(28)から(40)までに掲げる事務に限る。）」に改め、同表の第三十五号中「(24)及び(25)」の下に「、第二号の(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)」を加え、「(25)から(28)まで」を「(23)から(26)

まで、第九号の六の(10)、(12)、(14)及び(19)から(21)まで、第九号の六の(3)(10)、(12)、(14)及び(25)から(28)までに、「第十四号の二」を「第十四号の二(9)、第十四号の二(18)、(19)、(22)及び(23)」を「(15)、(19)、(23)、(24)、(27)及び(28)」に改め、「第二十三号の三(3)」の下に「、第二十三号の四(3)」を加える。

第三条の表の第一号中「呉市、竹原市、尾道市、三次市、江田島市及び熊野町」を「市町（広島市、安芸高田市、府中町、安芸太田町、北広島町及び神石高原町を除く。）」に改め、同表の第一号の二中「昭和二十三年法律第四十八号。」を削り、「三次市」を「竹原市、三原市、三次市、東広島市及び廿日市市」に改め、同表の第二号の二及び第二号の三中「呉市、竹原市、尾道市、三次市、江田島市及び熊野町」を「市町（広島市、安芸高田市、府中町、安芸太田町、北広島町及び神石高原町を除く。）」に改め、同表の第六号中「竹原市」を「広島市、呉市、竹原市、尾道市」に、「東広島市」を「大竹市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町」に改め、同表の第七号の二中「掲げるもの（）」を「掲げるもの（（法第五条第三項に規定する外務大臣が指定する地域へ渡航しようとする者若しくは法第十三条第一項各号のいずれかに該当する者が申請者である場合又は）」に、「三次市」を「市町」に改め、同表の第十号の二、第十三号の二及び第十八号の二中「呉市、竹原市、尾道市、三次市、江田島市及び熊野町」を「市町（広島市、安芸高田市、府中町、安芸太田町、北広島町及び神石高原町を除く。）」に改め、同表の第十八号の三(1)中「第十一条（」の下に「第十七条の十二第二項及び」を加え、「第十二条第三項（第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）」を「第十二条第三項（第十七条の十二第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）」、第十七条の四第一項、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項に改め、同号(2)中「第十条第二項（」の下に「第十七条の十二第二項及び」を加え、同号中「竹原市」の下に「、三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町」を加え、同表の第二十二号の二から第二十二号の四までの規定及び第二十五号の二中「竹原市」の下に「、三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町」を加え、同表の第二十五号の二の二中「（平成十一年法律第百十号）」を削り、「竹原市」の下に「、尾道市、府中市」を、「庄原市」の下に「、大竹市」を、「東広島市」

の下に「廿日市市」を、「江田島市」の下に「熊野町、安芸太田町、北広島町」を加え、同表の第二十六号中「三次市、安芸高田市」を「三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、北広島町」に改め、同表の第二十六号の二及び第二十六号の三中「呉市、竹原市、尾道市、三次市、江田島市及び熊野町」を「市町（広島市、安芸高田市、府中町、安芸太田町、北広島町及び神石高原町を除く。）」に改め、同表の第二十六号の四（1）中「第一条」を「第一条の二に改め、同号（2）中「第一条の三」を「第一条の四」に改め、同号中「呉市、竹原市、尾道市、三次市、江田島市及び熊野町」を「市町（広島市、安芸高田市、府中町、安芸太田町、北広島町及び神石高原町を除く。）」に改め、同表の第二十六号の五から第二十六号の八までの規定中「呉市、竹原市、尾道市、三次市、江田島市及び熊野町」を「市町（広島市、安芸高田市、府中町、安芸太田町、北広島町及び神石高原町を除く。）」に改め、同表の第二十六号の九中「呉市、竹原市、三次市、江田島市及び熊野町」を「市町（広島市、安芸高田市、府中町、安芸太田町、北広島町及び神石高原町を除く。）」に改め、同表の第二十七号の二中「竹原市、尾道市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、熊野町及び世羅町」を「市町（廿日市市、大崎上島町及び神石高原町を除く。）」に改め、同表の第二十八号中「市町（条例第八条第一項又は条例第十七条第一項の規定により指定された地域を有する市町（呉市、竹原市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市及び江田島市を除く。）に限る。）」を「安芸高田市及び神石高原町」に改め、同表の第二十九号の二中「竹原市」の下に「三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町」を加える。

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条の表の第二号（8）及び第二号の二（8）中「第九条第十二項」を「第九条第十三項」に改め、同表の第八号中「三原市」の下に「尾道市」を加え、同表の第八号の二の次に次の一号を加える。

八の二の二 屋外広告物法（以下この号において「法」という。）及
び広島県屋外広告物条例（以下この号において「条例」という。）
に基づく事務のうち、次に掲げるもの
尾道市

- (1) 法第七条第二項の規定による措置を命じようとする者を確知することができない場合の代執行
- (2) 法第七条第三項の規定による代執行
- (3) 法第七条第四項の規定による違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却
- (4) 法第八条第一項の規定による保管
- (5) 法第八条第二項の規定による公示
- (6) 法第八条第三項の規定による評価、売却及び売却代金の保管
- (7) 法第八条第四項の規定による廃棄
- (8) 条例第三十四条の規定による指導、助言及び勧告

第二条の表の第十一号の三中「江田島市」を「江田島市、府中町」に、「及び大竹市」を「大竹市及び府中町」に改め、「を除き、坂町については(1)に掲げる事務」を削る。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第二条の表の第十六号の二の改正規定 公布の日
- 二 第二条中第二条の表の第二号（8）及び第二号の二（8）の改正規定 平成十九年四月十六日
- 三 第二条中第二条の表の第十一号の三の改正規定 平成十九年六月一日
- 四 第一条中第二条の表の第九号の七及び第三条の表の第七号の二の改正規定 平成十九年六月四日
- 五 第二条中第二条の表の第八号の改正規定及び同表の第八号の二の次に一号を加える改正規定 広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成十八年広島県条例第五十二号）附則第一項ただし書に規定する規則で定める日

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県条例第六十五号

広島県知事 藤 田 雄 山

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成十四年広島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条を第五条とし、第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(本人確認情報の利用に係る事務)

第二条 法第三十条の八第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関、提供に係る事務及び提供方法)

第三条 法第三十条の八第二項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)及び事務は、別表第二のとおりとする。

2 知事が行う法第三十条の八第二項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則の定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一(第二条関係)

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六条第二項の規定による費用の全部又は一部の徴収に関する本人又はその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

二 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百一十七号)第四条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 肥料取締法第十三条第一項から第四項までの届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答

四 肥料取締法第十六条の二第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項若しくは第二十三條第一項若しくは第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六十三条の規定による保護の実施機関の定める額の返還に関する被保護者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

六 生活保護法第七十八条の規定による費用の全部又は一部の徴収に関する不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

七 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)によるゴルフ場利用税又は軽油引取税に関する犯則事件の犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

八 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九 採石法第三十二条の七第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
十 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地を収用し、若しくは使用することができ都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業の用に供する土地の取得又は使用に関し、その事業を行うために必要な土地(その土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、その埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底。以下この号において同じ。)若しくはその土地にある物件について所有権を有し、又はその土地若しくはその土地にある物件について所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

十一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五十八条第一項の規定による他の工事若しくは他の行為により必要を生じた道路に関する工事若しくは道路の維持の負担金又は広島県分担金等に関する延滞金徴収条例(昭和二十六年広島県条例第四十二号)第二条第一項の規定によるその延滞金の徴収に関する他の工事若しくは他の行為につき費用を負担する者(法人(合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。))にあつては、その代表者)又は当該費用を負担する者の相続人の生存の事実又

は氏名若しくは住所の確認

十二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号。以下この号において「法」という。)第四条第一項の規定により支給した児童扶養手当(以下この号において「手当」という。)の受給者であつて、当該手当の受給者が過去にさかのぼつて次に掲げる事由に該当することが判明したことにより手当の額が減額され、かつ当該減額された額の全部又は一部を返還すべきこととなつた者(法第二十三条第一項の規定による偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者又は現に県から手当の支給を受けている者を除く。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

(1) 法第四条第一項から第三項までの規定による手当の支給要件のいずれかに該当しないこと。

(2) 法第九条から第十一条までの規定による支給制限に該当すること。

十三 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定により貸し付けられた資金(以下この号において「母子福祉資金」という。)の償還金、その償還金の遅延利息又はその償還金を支払わなかつた場合の違約金の徴収に関する母子福祉資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人又は当該母子福祉資金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

十四 母子及び寡婦福祉法第三十二条第一項の規定により貸し付けられた資金(以下この号において「寡婦福祉資金」という。)の償還金、その償還金の遅延利息又はその償還金を支払わなかつた場合の違約金の徴収に関する寡婦福祉資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人又は当該寡婦福祉資金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

十五 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六十七条の規定による他の工事若しくは他の行為により必要を生じた河川工事若しくは河川の維持の負担金又は同法第七十四条第五項の規定によるその延滞金の徴収に関する他の工事若しくは他の行為につき費用を負担する者(法人(合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。))にあつては、その代表者)又は当該費用を負担する者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

は氏名若しくは住所の確認

十六 母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第二十一条の四第一項の規定による費用又はその費用を支払わなかつた場合の違約金の全部又は一部の徴収に関する措置を受けた者又はその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

十七 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第三条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十八 砂利採取法第九条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十九 電気工業業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)第十七条条の二第一項、第十七条の二第四項において読み替えて準用する同法第十条第一項又は第三十四条第五項の通知の受付

二十 電気工業業務の業務の適正化に関する法律第三十四条第四項の届出の受理又はその受理に係る事実についての審査

二十一 計量法(平成四年法律第五十一号)第一百七条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二十二 広島県吏員恩給条例(昭和八年広島県条例第五号)及び市町村立学校職員の退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和二十七年広島県条例第五十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて、次に掲げるもの

(1) 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
(2) 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

(3) 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二十三 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)による使用料若しくは手数料又は広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第二条第一項の規定によるそれらの延滞金の徴収に関する県立病院を使用する者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

二十四 広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)第五条第一項

の規定による使用料又は広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第二条第一項の規定によるその延滞金の徴収に関する港湾施設を使用する者（法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）にあつては、その代表者）又は当該港湾施設を使用する者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

二十五 広島県道路占用料徴収条例（昭和二十八年広島県条例第三十九号）第一条の規定による占用料又は広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第二条第一項の規定によるその延滞金の徴収に関する占用者（法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）にあつては、その代表者）又は当該占用者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

二十六 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「県税条例」という。）

による自動車税及び自動車取得税の減免に関する次に掲げる者のうち知事が別に定める者又はその者と生計を一にする者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

(1) 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第一項第二号ハの規定による知的障害者更生相談所が行う判定又は児童福祉法第十一条第一項第二号ハの規定による児童相談所が行う判定に基づき知的障害と判定された者に対して交付される手帳であつて障害の程度その他の事項の記載があるものの交付を受けている者

(4) 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

二十七 県税条例による不動産取得税の課税標準の特例又は住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額に関する事務のうち、地方税法第七十三条の十四第三項に規定する既存住宅又は同法第七十三条の二十四第二項に規定する既存住宅等が自己の居住の用に供されていることの確認

二十八 県税条例による県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉅区税、自動車取得税、軽油引取税若しくは狩猟税又はこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金若しくは滞納処分費（以下この号において「県税等」という。）の徴収に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

(1) 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの第二次納税義務者若しくは保証人（以下この号において「納税者等」という。）

(2) 県税等の納税者等が法人の場合にあつては、その法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）の役員

(3) 県税等の納税者等の相続人

(4) 県税等の納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

(5) 県税等の納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

(6) 県税等の納税者等が有する財産を占有している第三者又はこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(7) 県税等の納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者若しくは特別徴収義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

二十九 県税条例による県民税、事業税、不動産取得税又は自動車税の賦課に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

(1) 県税条例第三十四条第一項第三号又は第四号に規定する県民税の納税義務者又はその相続人

(2) 県税条例第四十七条に規定する事業税の納税義務者又はその相続人

(3) 県税条例第五十六条に規定する不動産取得税の納税義務者又はその相続人

(4) 県税条例第十三条に規定する自動車税の納税義務者又はその相続人

(5) (1)から(4)までに掲げる納税義務者が法人の場合にあつては、その法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）の役員

三十 広島県漁港管理条例（昭和四十年広島県条例第三十五号）第十二条第一項の規定による使用料又は広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第二条第一項の規定によるその延滞金の徴収に関する管理漁港施設を使用する者（法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）にあつては、その代表者）又は当該管理漁港施設を使用する者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

三十一 広島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年広島県条例第十七号）第六条第一項の規定による掛金の徴収に関する共済制度加入者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

三十二 広島県心身障害者扶養共済制度条例第十七条第五項の報告の受付又はその報告に係る事実についての審査

三十三 広島県入港料条例（昭和五十二年広島県条例第十九号）第二条の規定による入港料又は広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第二条第一項の規定によるその延滞金の徴収に関する運航者（法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）にあつては、その代表者）又は当該運航者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

三十四 広島県の海に関する条例（平成三年広島県条例第七号）第六条第一項の規定による使用料又は広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第二条第一項の規定によるその延滞金の徴収に関する使用許可を受けた者（法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）にあつては、その代表者）又は当該許可を受けた者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

三十五 広島県営住宅設置及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）による家賃、駐車場の使用料又は同条例第三十一条第二項、第三十九条第三項若しくは第四項（第五十条において準用する場合を含む。）、第五十四条第五項若しくは第五十六条第三項の知事が定める額の徴収に関する入居者（入居者であつた者を含む。以下この号において同じ。）若しくはその相続人又は当該入居者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

三十六 広島県漁港区域内占用料等徴収条例（平成十一年広島県条例第三十五号）第二

条の規定による占用料、広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第二条第一項の規定によるその延滞金又は広島県漁港区域内占用料等徴収条例第八条の規定による過怠金の徴収に関する占用の許可を受けた者（法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）にあつては、その代表者）又は当該許可を受けた者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

三十七 広島県河川区域内占用料等徴収条例（平成十一年広島県条例第三十六号）第二条の規定による流水占用料等又は河川法第七十四条第五項の規定によるその延滞金の徴収に関する流水占用等の許可を受けた者（法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）にあつては、その代表者）又は当該許可を受けた者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

三十八 広島県港湾区域内占用料等徴収条例（平成十一年広島県条例第三十七号）第二条の規定による占用料、広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第二条第一項の規定によるその延滞金又は広島県港湾区域内占用料等徴収条例第八条の規定による過怠金の徴収に関する占用の許可を受けた者（法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）にあつては、その代表者）又は当該許可を受けた者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

三十九 広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例（平成十二年広島県条例第十二号）第二条の規定による占用料又は海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三十五条第二項の規定によるその延滞金の徴収に関する占用の許可を受けた者（法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）にあつては、その代表者）又は当該許可を受けた者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

四十 広島県砂防指定地管理条例（平成十四年広島県条例第四十七号）第十二条の規定による占用料又は広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第二条第一項の規定によるその延滞金の徴収に関する占用許可を受けた者（法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）にあつては、その代表者）又は当該許可を受けた者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

四十一 県が発行する雑誌であつて規則で定めるものの購読料の徴収に関する購読申込